

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長に関する意見書

今後予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地域住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため、「地震対策緊急整備事業計画」に基づき、各般にわたる地震防災対策を鋭意講じてきたところである。

しかしながら、今後なお整備を必要とする多くの事業が残されており、また、近年の東日本大震災をはじめとする国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、防災資機材の整備等をより一層推進することが求められているにもかかわらず、この計画の根拠法である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」は平成 26 年度末をもって効力を失おうとしている。

よって政府においては、このような状況と大規模地震対策の重要性にかんがみ、同法の有効期限の延長について特段の配慮をされるよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 12 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会
議 長 原 悟 郎

様